

## 淀川流域治水協議会 設立趣旨

(案)

淀川流域においては、近年でも、平成 25 年 9 月台風 18 号と平成 29 年 10 月台風 21 号に瀬田川洗堰の全閉操作を行い、平成 30 年 7 月豪雨では日吉ダム、一庫ダムで異常洪水時防災操作を行うほどの豪雨が相次いで発生しており、毎年のように自然災害が頻発している。

今後も、気候変動に伴う豪雨の激甚化・頻発化が予測される中、氾濫をできるだけ防ぐための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策について、従来の河川区域や氾濫域における河川、下水道等の管理者主体による対策の枠組みを超えた、早急な対応が望まれている。平成 29 年 10 月に開催した「大塚切れ 100 年シンポジウム」の淀川サミットにおいても、流域自治体により「淀川宣言」が採択されている。

このため、流域に関わるあらゆる関係者（国・府県・市町村・企業・個人等）による取り組みを適切に組合せ、加速化させることで効率的・効果的な治水安全度の向上を実現させるとともに、その考えや施策を、「流域治水プロジェクト」としてその全体像を社会全体にわかりやすく示し、地域が共通の理解を持ち議論を継続することを目的として、本協議会を設置する。